

事務連絡
令和5年4月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室

新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な
取扱いの廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために臨時的に開設した衛生検査所における感染管理や精度管理等について」（令和2年3月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡。以下「令和2年事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る検査を行う衛生検査所について」（令和4年2月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡。以下「令和4年事務連絡」という。）により示していたところです。

先般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。」、「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」等とされたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられた場合には、同日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和2年3月5日付け医政発0305第1号厚生労働省医政局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る検査を車両により移動して行う衛生検査所の取扱いについて」（令和4年2月9日付け医政発0209第15号厚生労働省医政局長通知）が廃止されることから、令和2年事務連絡及び令和4年事務連絡を廃止することとします。

ただし、既にこれらの通知により登録を受け、又は業務を行っている衛生検査所（以下「臨時の衛生検査所」という。）においては、検査体制を確保するため、当分の間、これらの通知に基づく新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施できることとしていますので、当該臨時の衛生検査所については、引き続き、令和2年事務連絡及び令和4年事務連絡に基づき取り扱うようお願いいたします。なお、現に登録されている臨時の衛生検査所に係る特例の終了時期については、今後の感染状況等を踏まえ、追って連絡します。

貴職におかれては、上記について御了知の上、貴管下の衛生検査所等に対し、本通知の周知徹底をお願いします。